

## 山梨県立北病院公衆無線LAN利用規約（患者及び患者家族等）

### （目的）

第一条 本規約は、山梨県立北病院（以下「当院」という。）が無線LANを用いたインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の患者及び患者家族等の利用について必要な事項を定めるものとする。

### （利用場所）

第二条 利用場所は、外来エリア及び各病棟のデイルーム（思春期病棟を除く。）を主な場所とする。ただし、本サービスの電波が届くエリアとする。

### （利用者が準備するもの）

第三条 本サービスの利用を希望する者は利用に当たり次に掲げるものを準備しなければならない。なお、当院から機器等の貸し出し、サポートは一切行わない。

- 一 スマートフォン、タブレット等の端末
- 二 無線LANインターフェース
- 三 ウェブ閲覧等のための各種ソフト

### （本サービスの利用）

第四条 利用者は、下記の条件のもと、本サービスを利用することができる。

- 一 本規約を十分理解、同意の上、遵守すること。
- 二 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者が本サービス上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 三 本サービスの利用時間は1日あたり6時間を上限とする。
- 四 当院は機器等の設定、サポートを一切受け付けない。本サービスへの接続に係る機器設定については、利用者自身が行うものとする。
- 五 本サービスは常に安定した接続環境を保証するものではない。接続できないことによる問合せも一切受け付けない。
- 六 本サービスを利用する通信機器等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限は、利用者自身が行うものとする。
- 七 利用者は、本サービスを利用するにあたり、悪意ある第三者によりクレジットカード情報等を盗聴される危険性があることを認識したうえで、利用者自らの責任において利用するものとする。
- 八 本サービスを利用する際は、他者の迷惑とならないよう配慮すること。

(利用の記録及び制限等)

第五条 当院は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MACアドレスの管理等を行い、これにより特定のWEBサイトへの接続を制限できるものとする。

2 当院は、取得した情報を本サービスの利用状況の調査や内容の充実等に利用する。また、エリアごとの利用人数、利用時間帯、利用無線アクセスポイント、利用端末及び利用言語に関する情報は、保守業者等の第三者へ提供することがある。

(禁止事項)

第六条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- 二 他者の財産やプライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- 三 前二号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為または与えるおそれのある行為
- 四 誹謗中傷する行為
- 五 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- 六 犯罪的行為またはそのおそれのある行為
- 七 性風俗、宗教、政治に関する活動
- 八 ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
- 九 コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- 十 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為
- 十一 大音量での音楽、動画再生、大量データのダウンロード・アップロードにより通信回線に負担をかける等他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
- 十二 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他関連法令で定める選挙運動の禁止行為
- 十三 当院備え付けの電源コンセントの利用（入院病棟は除く）
- 十四 ユーザID及びパスワードを他者に漏えいする行為
- 十五 本サービスへ他者のIDを利用して接続する行為
- 十六 本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本サービスの運営を妨げる行為
- 十七 他者の情報を改ざんする行為
- 十八 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為または違反するおそれのある行為又は当院が不適切と判断する行為

2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当院は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第七条 第六条に定める禁止事項に該当する行為により当院が損害を受けた場合、当院は利用者に対し、損害賠償を請求することができる。

(運用の中止要件)

第八条 当院は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を予告なく中止できるものとする。

- 一 システム保守及び設備の点検工事を行う場合
- 二 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合
- 三 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない理由がある場合
- 四 本サービスからの不正な通信や継続的な大容量通信が発生した場合
- 五 本サービスの提供が病院業務への影響を及ぼしていると判断される場合
- 六 禁止事項に該当する行為を行った場合
- 七 その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

2 本サービスの運用の中止により利用者又は第三者が被った損害について、当院はその責を一切負わない。

(免責)

第九条 当院は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の通信機器等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、当院は一切責任を負わないものとする。

3 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、当院は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当院は一切の責任を負わないものとする。

5 当院は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。

(利用規約の変更)

第十条 当院は、利用者の承諾なしに、予告なく本利用規約を変更することができる。本利用規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年1月7日から施行する。
- 2 この規約は、令和8年5月18日から施行する。

令和8年5月18日

山梨県立北病院公衆無線LAN利用規約（患者及び患者家族等）改定新旧対照表

新	旧	改定理由
<p>(本サービスの利用)</p> <p>第四条 利用者は、下記の条件のもと、本サービスを利用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 本サービスの利用時間は1日あたり6時間を上限とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>(本サービスの利用)</p> <p>第四条 利用者は、下記の条件のもと、本サービスを利用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 本サービスの利用時間は1回あたり2時間を上限とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>患者のスマホの設定によっては再認証が繰り返され、利用回数の上限に達してしまうことがあるため、時間制限のみをかける。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和8年1月7日から施行する。</p> <p><u>2 この規約は、令和8年5月18日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和8年1月7日から施行する。</p>	

